

審査表 ※標準点:6割

審査基準		評点
1	利用者の平等利用が確保されること。	5
	(1) 平等利用及び適格性の確保	
	① 申込方法等について利用者の平等利用が図られているか。	
	② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。	
	③ 指定管理者応募者に市長、議員その他特別職の家族等が役員等となっていないか。	
	小計	5
2	指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。	10
	(1) 設置目的及び運営の方向性との適合性	
	① 運営に関する基本方針は、施設の設置目的及び運営の方向性に適合しているか。	
	② 事業計画は、施設の設置目的及び運営の方向性と適合しているか。	
	③ 事業計画は、目標(指標)が達成できると見込まれるものであるか。	
	(2) サービス向上	
	① 施設の利用促進、利用者の増加に向けた事業計画であるか。	10
	② 質の高いサービスの提供を実現させる事業計画であるか。	
	③ 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。	
	④ 他の社会資源やサービスとの連携や協力がとれる仕組みとなっているか。	10
	⑤ 必須事業の内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。	
	⑥ 提案事業の内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。	10
	(3) 収支計画	5
	① 収入・支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算根拠や方法は適当であるか。	
	② 事業計画との整合性は図られているか。	
	③ 事業計画を実行するための、必要な経費がすべて計上されているか。	10
	(4) 施設管理	
	① 管理区域、業務範囲について、漏れなく適切に把握しているか。	
	② 管理業務を行うため、必要な職員体制(現場責任者・指揮系統等)や配置人員(有資格者の配置、人数等)は適切であるか。	
	③ 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。	
	④ 省エネ、環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。	10
⑤ 利用者の立場で利用への配慮はされているか。		
(5) 安全対策(リスクマネジメント)	10	
① 利用者の安全対策は適切に示されているか。		
② 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。		
③ 個人情報の保護、秘密保持、情報公開への取組は適切に示されているか。	5	
(6) 研修計画		
① 事業の実施に関する知識・技能、接遇など施設を適切に運営するための研修が確保されているか。		
② 利用者の安全対策についての研修が確保されているか。	5	
③ 個人情報の保護、秘密保持についての研修が確保されているか。		
	小計	70
3.	指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。	5
	(1) 物的能力	
	① 団体の経営状況は良好か。(過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。)	
	② 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。	5
	③ 必要な資機材を確保しているか、または確保できる見込みがあるか。	
	(2) 人的能力	5
	① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。	
② 施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。		
③ 市や関係団体と緊密に連携し、事業を取り組む体制があるか。	5	
(3) 類似施設の管理実績		
① 類似施設の管理実績があるか。	5	
	小計	15
4.	その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。	5
	(1) 見積金額	
	① 見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。	
	② 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。	5
	(2) 事業所の所在地	
① 経営主体が天府市内もしくは近隣にあり、サービスを提供する職員に対して直接的な管理下のもと指導できる体制か。		
	小計	10
	合計	100